

静岡市

基礎情報

【人口】 704,989 人 【世帯】 286,013 世帯（平成 27 年度国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

母子・父子世帯数 4,184 世帯（母子世帯 3,741 世帯、父子世帯 443 世帯）
（平成 27 年度国勢調査結果）

概要

- 静岡市では、子ども未来局子ども家庭課ひとり親家庭支援係が専管部署となり、ひとり親家庭の支援全般の取りまとめを行っている。各区子育て支援課が相談に応じる中で、特殊なケースや困難なケースの場合は、関係部署間で連絡会議を開催し解決を図っている。
- 相談業務を行う中で相談者に応じた給付金等の紹介・説明を実施している。静岡市としては、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業についての申請事務は初めてのケースであったことから、子育て支援課と子ども家庭課が連絡を取り合い、相談者との調整及び申請事務を行った。

【体制】

静岡市では、ひとり親家庭からの相談は、主に市内 3 区の区役所内に設置している福祉事務所子育て支援課で受け付けている。ひとり親家庭と子育て支援課が相談を進める中で給付金等の申請事務が発生した場合は、子育て支援課が申請事務を行い、子ども未来局子ども家庭課が支給事務を行うように役割分担している。

ひとり親支援に関する庁内各部署間での連携に関しては、子ども家庭課が中心となり、各事業別に年 1 回程度連絡会議を開催し、課題等や要綱改正に関する情報共有を行っている。また、対応困難なケースが発生した場合は、随時担当者間で打ち合わせ等を実施し対応している。

（１）ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の周知

静岡市におけるひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の周知方法は、市のホームページ上での事業紹介や児童扶養手当の現況届の書類配布時のチラシ同封、集中相談時の会場へのポスター掲示等である。ただし、ひとり親家庭から、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業や給付金に限った問い合わせは少なく、相談業務を進める中で事業を紹介することの方が多い。

また、静岡市では「静岡市子育て応援総合サイトちゃむしずおか」を開設し、ひとり親家庭に対する各種支援策の紹介を含め、ひとり親家庭に限らず子育て世帯全般へ分かりやすい情報提供を実施している。

(2) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の相談から申請まで

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（以下、「高卒認定試験支援事業」と略す）の事前相談から給付金を受けるまで、平成 27 年度のケースは以下のように進めた。

①事前相談

相談者は就業相談のために福祉事務所を訪れ、看護師資格取得について相談をした。相談を受けた子育て支援課では、看護師資格取得のため「高等職業訓練促進給付金」に関しての事業紹介を行ったが、相談を進める中で、相談者が看護学校受験のために必要な高校卒業資格を取得していないことが判明した。そこで、高卒認定試験支援事業の説明・紹介を実施した。

高卒認定試験支援事業について、その段階では静岡市として申請実績が無く、関係部署間で事業の流れを確認しながら申請事務を進めた。

②講座の指定

高卒認定試験支援事業では、高等学校卒業程度認定試験（以下、「高卒認定試験」と略す）の合格を目指す講座を受講者が自ら申請し、対象講座として実施主体が認める必要がある。そこで、高卒認定試験に関する免除科目や必要講座を相談者が自ら調べ、希望する講座として申請し、これを受けて静岡市が対象講座の指定を行った。

今回のケースでは、対象講座は通信講座で、平成 27 年 8 月から平成 28 年 8 月までの 1 年間であった（高卒認定試験科目 2 科目分）。

なお、静岡市から相談者へ受講機関や講座の紹介は行っておらず、相談者が受講機関と直接やり取りをした上で事業を実施した。

③給付金の申請、支給

静岡市で支給実績のある給付金事業（例えば高等職業訓練促進給付金等）の申請の場合は、区の子育て支援課が相談者との窓口業務及び申請事務を行い、支給事務を子ども家庭課が行う。しかし、高卒認定試験支援事業は、静岡市でも初めての申請ケースであったため、子ども家庭課が相談者との窓口を兼ね、手続きを進めた。

相談者は、平成 27 年 12 月に高卒認定試験に合格し、受講修了時給付金及び合格時給付金の申請を行った。翌年 3 月に静岡市からの受講修了時給付金及び合格時給付金の支給が完了した。受講修了時給付金の申請にあたって必要となる受講修了証明書は相談者から受講機関に発行を依頼し、証明書が発行された。

④高卒認定資格取得後の状況

相談者は、高卒認定試験に合格後、平成 28 年 4 月に市の窓口を訪れ、今後の就業に関して相談した。区の子育て支援課では、看護師資格取得のための高等職業訓練促進給付金の紹介を改めて行ったが、相談者による持ち出しが多額となることを踏まえ、相談者の判断を待っている状況である。

今回のケースでは、相談者の高卒認定試験における免除科目が多かったため、対象講座数も少なく、短期間で申請から給付までが終了したが、高卒認定試験支援事業では、受講修了時及び合格時にのみ給付金が支給されるため、必要科目数が多くなる場合は相談者の一時的な費用負担が大きくなるなどの懸念もある。

以上